参考様式第5－2号

# 地域計画

| | |
|---|---|
| 策定年月日 | 令和7年3月31日 |
| 更新年月日 | 令和8年10月30日<br>（　第4回　） |
| 目標年度 | 令和16年度 |
| 市町村名<br>（市町村コード） | 栗山町<br>（1425） |
| 地域名<br>（地域内農業集落名） | 栗山町地域<br>（　松風地区・中央地区・錦地区・桜丘地区・朝日地区・富士地区・中里地区・湯地地区・森地区・鳩山地区・雨煙別地区・北学田地区・本沢地区・桜山地区・杵臼地区・旭台地区・共和地区・三日月地区・角田地区・阿野呂地区・大井分地区・南学田地区・継立地区・日出地区・御園地区・南角田地区・東山地区・円山地区・滝下地区） |

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1　地域における農業の将来の在り方

### （1）　地域計画の区域の状況

| | |
|---|---|
| 区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域） | 5,889 ha |
| ①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積 | 5,519 ha |
| ②　田の面積 | 4,248 ha |
| ③　畑の面積（果樹、茶等を含む） | 1,798 ha |
| ④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計 | 263 ha |
| ⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計 | 852 ha |
| （参考）区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計 | 4,796 ha |
| うち後継者不在の農業者の農地面積の合計 | 1,523 ha |
| （備考） | |

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
　2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
　3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
　4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、
　　備考欄にその旨記載してください。
　5：（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
　6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

### （2）　地域農業の現状及び

本町の農業は、水稲を基幹作物として、小麦や大豆、種子馬鈴薯などの畑作物のほか、玉ねぎや長ねぎ、南瓜、アスパラ、トマト、メロン、イチゴなど、数多くの作物が生産されている。
2020年の農業センサスでは、経営耕地面積は5，551ha、農業経営体数は332経営体で、1経営体当たりの経営耕地面積は16．9haとなっている。
担い手の減少に伴い規模拡大による大規模経営体が増加する一方で、比較的少ない面積で高収益作物を導入するなど水稲野菜複合経営や野菜専業経営なども行われている。
総農家戸数は369戸と5年前に比べ59戸（13．8%）減少しているほか、基幹的農業従事者における高齢者の占める割合についても、65歳以上の割合が38．7%から47．7%へと高齢化の進行が顕著である。経営主が65歳以上で後継者の確保ができていない農業経営体は全体の31．6%であり、後継者不足が深刻化しており、今後も農業経営体の減少が更に進むことが予想される。
このように、農業従事者の高齢化や後継者不足により農業労働力が減少するなかで、条件の悪い農地を中心として遊休農地化が懸念され、今後、これまで本町農業の中核を担ってきた団塊世代の農業者のリタイアに伴い、農地の需給ギャップが拡大することにより、優良農地の遊休化の防止も喫緊の課題である。
更に、消費者の健康志向の高まりから食料の安全性が求められるなど、クリーン農業（環境保全型農業）をはじめとした多様な農業生産や多様化するニーズに対応するため、本町の立地条件を生かした都市と農村の交流によるグリーン・ツーリズム事業を進めていく必要がある。
本町農業の持続的発展を目指して、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、実現に向けて各種施策を展開しながら、農業生産が持続できるよう農業構造を確立することが重要である。

### （3）　地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

上記に記述した地域農業の課題に対し、農業後継者や新規参入者等の担い手の育成と確保、農業所得増加に向け交付金の活用や、高収益作物の導入、基盤整備事業による区画拡大・整備及びスマート農業技術の活用による省力化など、さまざまな対策を行っていく。
本町農業の振興を図るために、基幹作物である水稲を最大限守っていくという方針を重点に置き、畑作物や高収益作物の作付けを推進するとともに、クリーン農業の推進やスマート農業の普及拡大に努めていく。
また、畑作物の定着した水田の畑地化や、水田機能を維持し畑作物を生産する農地（畑作、水稲のブロックローテーション等）については農業者個々の判断を尊重しつつ、農地面積の維持に努めていく。

## 2　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手（認定農業者、農地所有適格法人、集落営農法人等）への農地の集積・集約化を基本とし、担い手の農地利用を進める。

（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

| | | | |
|---|---|---|---|
| 現状の集積率 | 91.3　　% | 将来の目標とする集積率 | 91.3　　% |

（3）農用地の集団化（集約化）に関する目標

担い手への集積を進めつつ、団地の減少及び団地面積の拡大を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

（1）農用地の集積、集団化の取組

農業委員が農地を斡旋し、担い手を中心に集積・集約化を進める。
また、原則として、農地バンクを通して進める。

（2）農地中間管理機構の活用方法

地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農業委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

（3）基盤整備事業への取組

現在、道営農地基盤整備事業により、町内14工区1，770haにおいて区画整備事業等を実施中または計画されている。（期間：平成27～令和23年予定）
また、事業の受益地以外の農地整備については別途助成事業を行っており、今後も区画整備、拡大を後押しする。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、町、一般財団法人栗山町農業振興公社及びJA、農業改良普及センター等の関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく支援する。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

1．栗山町耕土改良事業協会（事務局：そらち南農業協同組合）
本町の圃場の環境整備作業を行う生産者組織として設立し、主に①圃場の耕起②小麦播種③肥料散布④収穫等を請け負う。設立当初は個人所有の機械も少なく請け負いも活発であったが、個人での機械所有や規模拡大による人手不足、当人間での作業受委託等により、同協会を通した請負数は減少している。

2．そらち南RH防除組合（事務局：そらち南農業協同組合）
ラジコンヘリコプターを使用、水稲・小麦への防除を実施。22戸26名で構成し地区ごと（5地区）に防除の委託、請負を行う。令和5年度の請負件数は85件（延べ）、1609．23ha（延べ）の面積を請負。（町外67件321．79ha請負）近年は水稲作付面積の減少、ドローンの個人所有者増加に伴い請負面積も減少している中、栗山町・由仁町の水稲作付維持や高齢化が進む地域の防除請負など地域貢献として、地域を支えている。今後、機械更新が必要となるため、更新時の機種選定、費用低減が課題となる。

3．そらち南農業協同組合耕地整備事業
圃場の整地、畦畔の形成、暗渠、心土耕等について農業経営体より募集を行い業者へ委託する。令和5年度実績11件。
気候変動による豪雨、長雨等圃場や農作物に悪影響を及ぼしている環境改善を目的とし、一部作業に対し助成を実施。施工業者の人手不足や圃場整備等の特殊作業を行うオペレータの技量不足、工期が短期間であること（3月～5月）などの理由により受け入れ数が伸び悩む。今後JAとしても受入数増加に向け対策を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ☑ | ①鳥獣被害防止対策 | ☑ | ②有機・減農薬・減肥料 | ☑ | ③スマート農業 | ☑ | ④畑地化・輸出等 | ☑ | ⑤果樹等 |
| ☑ | ⑥燃料・資源作物等 | ☑ | ⑦保全・管理等 | ☑ | ⑧農業用施設 | ☑ | ⑨耕畜連携等 | ☐ | ⑩その他 |

【選択した上記の取組内容】

①本町では鹿侵入防護柵等を設置の有害鳥獣害対策を行っているが、鹿柵の劣化、破損等により、エゾシカの侵入が増加していることから、その他の有害鳥獣を含めて更なる農作物被害の拡大防止のため対策を行う。

②肥料低減への対策として、土壌診断に基づいた適正施肥の推奨、休閑緑肥の推奨および助成、子実用トウモロコシを含めた輪作体系の確立に向けた助成等を行い地力増進に努める。
環境と調和がとれた、みどりの食糧システムの実現に向けて環境保全型農業直接支払い交付金事業などの制度を通して有機、減農薬に取り組む農家を増やす。

③令和6年10月よりスマート農業技術活用促進法が施行され、今後、農業分野においてスマート農業技術の導入がますます進んでいくと考えられる。そのため令和7年度に栗山町スマート農業促進計画（仮称）を策定し、本町に合ったスマート農業技術の普及拡大に努める。

④畑作物の生産が定着している水田は畑地化を検討する。
また、輸出については、現在JA、農業経営体が取り組みをおこなっており、輸出事業の定着及び輸出をに伴う農業所得の拡大に努める。

⑤令和5年度の新規参入法人により醸造用ブドウが本町で栽培されている。今後、地域で既存にある果樹（栗、ブドウ等）を含め果樹生産の拡大及び振興に努める。

⑥現在、バイオマス発電や燃料用トウモロコシ等の燃料・資源作物への取り組みはないが、みどりの食料システム戦略等の制度に則り推進していく。

⑦農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために、地域共同で田や畑周りなどの草刈り、水路の泥上げを行う。
また、中山間地域等における農業生産条件の不利な農地においても農業生産活動を推進する。

⑧JA、農業経営体の農業用設備、施設の老朽化もしくは規模拡大による増設に対して、産地パワーアップ事業等の補助事業を活用し事業者及び農業経営体の負担軽減を図り、農業生産基盤の整備、拡充に努める。

⑨肥料、飼料の地域内での調達を目的とした資源循環型農業の推進に向け、産地交付金や生産者段階で収穫作業等の対価にたい肥を充てるなどの耕種と畜種の連携を行っており、今後も推進に努める。

⑩多様化する農地災害に強い、安全、安心な農業、農村づくりを進める。
また、農業を安心して継続できるよう幅広い資金調達ができるようにサポートする。

4　地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

| 属性 | 農業を担う者（氏名・名称） | 現状 | | | 10年後（目標年度：令和　　年度） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 経営作目等 | 経営面積 | 作業受託面積 | 経営作目等 | 経営面積 | 作業受託面積 | 目標地図上の表示 | 備考 |
| | 別紙参照 | | ha | ha | | ha | ha | | |
| | | | ha | ha | | ha | ha | | |
| | | | ha | ha | | ha | ha | | |
| | | | ha | ha | | ha | ha | | |
| | | | ha | ha | | ha | ha | | |
| | | | ha | ha | | ha | ha | | |
| | | | ha | ha | | ha | ha | | |
| | | | ha | ha | | ha | ha | | |
| | | | ha | ha | | ha | ha | | |
| | | | ha | ha | | ha | ha | | |
| | | | ha | ha | | ha | ha | | |
| | | | ha | ha | | ha | ha | | |
| | | | ha | ha | | ha | ha | | |
| | | | ha | ha | | ha | ha | | |
| | | | ha | ha | | ha | ha | | |
| 計 | 1経営体 | | 0 ha | 0 ha | | 0 ha | 0 ha | | |

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5　農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

| 番号 | 事業体名（氏名・名称） | 作業内容 | 対象品目 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

6　目標地図（別添のとおり）

7　基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

| 農用地所有者等数（人） | | うち計画同意者数（人・%） | |
|---|---|---|---|

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。